

新 旧 対 照 表

別紙

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前																																																																																																																		
<p>1 提出できる法定資料の種類 光ディスク及び磁気ディスクにより提出できる法定資料は、次の<u>58</u>種類とする。 (1)～(57) (省 略) <u>(58) 国外電子決済手段移転等調書</u></p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 ファイルの仕様 ファイル名は、法定資料の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。</p> <p>(1)～(3) (省 略)</p> <p>(4) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する法定資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">法定資料の名称</th> <th style="background-color: #ffff00;">参考法令</th> <th style="background-color: #ffff00;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(56)～(57) (省 略)</td> </tr> <tr> <td><u>(58) 国外電子決済手段移転等調書</u></td> <td></td> <td>391dat**.txt</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 レコードの内容及び記録要領 レコードの内容及び記録要領は、P10～P94のとおり。</p> <p>5～8 (省 略)</p> <p>○ レコードの内容及び記録要領 (1) 【<u>利子等の支払調書：374</u>】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">項番</th> <th style="background-color: #ffff00;">項目名</th> <th style="background-color: #ffff00;">入力文字基準</th> <th style="background-color: #ffff00;">記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～9 (省 略)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>訂正表示</td> <td>半角 1文字</td> <td>提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、<u>それ以外</u>の場合には「0」を記録してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">11～89 (省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 【<u>国外公社債等の利子等の支払調書：327</u>】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">項番</th> <th style="background-color: #ffff00;">項目名</th> <th style="background-color: #ffff00;">入力文字基準</th> <th style="background-color: #ffff00;">記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～9 (省 略)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>訂正表示</td> <td>半角 1文字</td> <td>提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、<u>それ以外</u>の場合には「0」を記録してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">11～56 (省 略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 【<u>配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書：359</u>】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">項番</th> <th style="background-color: #ffff00;">項目名</th> <th style="background-color: #ffff00;">入力文字基準</th> <th style="background-color: #ffff00;">記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～9 (省 略)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>訂正表示</td> <td>半角 1文字</td> <td>提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、<u>それ以外</u>の場合には「0」を記録してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">11～47 (省 略)</td> </tr> </tbody> </table>	法定資料の名称	参考法令	ファイル名	(56)～(57) (省 略)			<u>(58) 国外電子決済手段移転等調書</u>		391dat**.txt	項番	項目名	入力文字基準	記録要領	1～9 (省 略)				10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	11～89 (省 略)				項番	項目名	入力文字基準	記録要領	1～9 (省 略)				10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	11～56 (省 略)				項番	項目名	入力文字基準	記録要領	1～9 (省 略)				10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	11～47 (省 略)				<p>1 提出できる法定資料の種類 光ディスク及び磁気ディスクにより提出できる法定資料は、次の<u>57</u>種類とする。 (1)～(57) (同 左) <u>(新 設)</u></p> <p>2 (同 左)</p> <p>3 ファイルの仕様 ファイル名は、法定資料の種類ごとに、次の表に掲げるとおり記録する。</p> <p>(1)～(3) (同 左)</p> <p>(4) 内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律に規定する法定資料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">法定資料の名称</th> <th style="background-color: #ffff00;">参考法令</th> <th style="background-color: #ffff00;">ファイル名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">(56)～(57) (同 左)</td> </tr> <tr> <td><u>(新 設)</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>4 レコードの内容及び記録要領 レコードの内容及び記録要領は、P10～P92のとおり。</p> <p>5～8 (同 左)</p> <p>○ レコードの内容及び記録要領 (1) 【<u>利子等の支払調書：374</u>】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">項番</th> <th style="background-color: #ffff00;">項目名</th> <th style="background-color: #ffff00;">入力文字基準</th> <th style="background-color: #ffff00;">記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～9 (同 左)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>訂正表示</td> <td>半角 1文字</td> <td>提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）<u>する</u>ためのレコードの場合には「1」、<u>その他</u>の場合には「0」を記録してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">11～89 (同 左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 【<u>国外公社債等の利子等の支払調書：327</u>】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">項番</th> <th style="background-color: #ffff00;">項目名</th> <th style="background-color: #ffff00;">入力文字基準</th> <th style="background-color: #ffff00;">記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～9 (同 左)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>訂正表示</td> <td>半角 1文字</td> <td>提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）<u>する</u>ためのレコードの場合には「1」、<u>その他</u>の場合には「0」を記録してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">11～56 (同 左)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 【<u>配当、剰余金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書：359</u>】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #ffff00;">項番</th> <th style="background-color: #ffff00;">項目名</th> <th style="background-color: #ffff00;">入力文字基準</th> <th style="background-color: #ffff00;">記録要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">1～9 (同 左)</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>訂正表示</td> <td>半角 1文字</td> <td>提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）<u>する</u>ためのレコードの場合には「1」、<u>その他</u>の場合には「0」を記録してください。</td> </tr> <tr> <td colspan="4">11～47 (同 左)</td> </tr> </tbody> </table>	法定資料の名称	参考法令	ファイル名	(56)～(57) (同 左)			<u>(新 設)</u>			項番	項目名	入力文字基準	記録要領	1～9 (同 左)				10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。） <u>する</u> ためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。	11～89 (同 左)				項番	項目名	入力文字基準	記録要領	1～9 (同 左)				10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。） <u>する</u> ためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。	11～56 (同 左)				項番	項目名	入力文字基準	記録要領	1～9 (同 左)				10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。） <u>する</u> ためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。	11～47 (同 左)			
法定資料の名称	参考法令	ファイル名																																																																																																																	
(56)～(57) (省 略)																																																																																																																			
<u>(58) 国外電子決済手段移転等調書</u>		391dat**.txt																																																																																																																	
項番	項目名	入力文字基準	記録要領																																																																																																																
1～9 (省 略)																																																																																																																			
10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。																																																																																																																
11～89 (省 略)																																																																																																																			
項番	項目名	入力文字基準	記録要領																																																																																																																
1～9 (省 略)																																																																																																																			
10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。																																																																																																																
11～56 (省 略)																																																																																																																			
項番	項目名	入力文字基準	記録要領																																																																																																																
1～9 (省 略)																																																																																																																			
10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。																																																																																																																
11～47 (省 略)																																																																																																																			
法定資料の名称	参考法令	ファイル名																																																																																																																	
(56)～(57) (同 左)																																																																																																																			
<u>(新 設)</u>																																																																																																																			
項番	項目名	入力文字基準	記録要領																																																																																																																
1～9 (同 左)																																																																																																																			
10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。） <u>する</u> ためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。																																																																																																																
11～89 (同 左)																																																																																																																			
項番	項目名	入力文字基準	記録要領																																																																																																																
1～9 (同 左)																																																																																																																			
10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。） <u>する</u> ためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。																																																																																																																
11～56 (同 左)																																																																																																																			
項番	項目名	入力文字基準	記録要領																																																																																																																
1～9 (同 左)																																																																																																																			
10	訂正表示	半角 1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。） <u>する</u> ためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。																																																																																																																
11～47 (同 左)																																																																																																																			

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

改 正 前

(4) 【国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書：328】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～66 (省 略)				

(5) 【投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書：360】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～34 (省 略)				

(6) 【オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書：379】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～44 (省 略)				

(7) 【配当等とみなす金額に関する支払調書：362】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～39 (省 略)				

(8) 【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書：309】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～53 (省 略)				

(9) 【定期積金の給付補てん金等の支払調書：332】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～59 (省 略)				

(10) 【匿名組合契約等の利益の分配の支払調書：320】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～57 (省 略)				

(4) 【国外投資信託等又は国外株式の配当等の支払調書：328】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～66 (同 左)				

(5) 【投資信託又は特定受益証券発行信託収益の分配の支払調書：360】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～34 (同 左)				

(6) 【オープン型証券投資信託収益の分配の支払調書：379】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～44 (同 左)				

(7) 【配当等とみなす金額に関する支払調書：362】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～39 (同 左)				

(8) 【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書：309】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～53 (同 左)				

(9) 【定期積金の給付補てん金等の支払調書：332】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～59 (同 左)				

(10) 【匿名組合契約等の利益の分配の支払調書：320】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～57 (同 左)				

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

改 正 前

(11) 【生命保険契約等の一時金の支払調書：310】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～44 (省 略)				

(12) 【生命保険契約等の年金の支払調書：366】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～38 (省 略)				

(13) 【損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書：312】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～39 (省 略)				

(14) 【損害保険契約等の年金の支払調書：367】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～38 (省 略)				

(15) 【保険等代理報酬の支払調書：321】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～47 (省 略)				

(16) 【非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書：353】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～39 (省 略)				

(17) 【非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書：334】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～38 (省 略)				

(11) 【生命保険契約等の一時金の支払調書：310】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～44 (同 左)				

(12) 【生命保険契約等の年金の支払調書：366】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～38 (同 左)				

(13) 【損害保険契約等の満期返戻金等の支払調書：312】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～39 (同 左)				

(14) 【損害保険契約等の年金の支払調書：367】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～38 (同 左)				

(15) 【保険等代理報酬の支払調書：321】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～47 (同 左)				

(16) 【非居住者等に支払われる組合契約に基づく利益の支払調書：353】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～39 (同 左)				

(17) 【非居住者等に支払われる人的役務提供事業の対価の支払調書：334】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～38 (同 左)				

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後					改 正 前				
(18) 【非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書：335】					(18) 【非居住者等に支払われる不動産の使用料等の支払調書：335】				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～55 (省 略)					11～55 (同 左)				
(19) 【非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書：336】					(19) 【非居住者等に支払われる借入金の利子の支払調書：336】				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～65 (省 略)					11～65 (同 左)				
(20) 【非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書：337】					(20) 【非居住者等に支払われる工業所有権の使用料等の支払調書：337】				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～80 (省 略)					11～80 (同 左)				
(21) 【非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書：338】					(21) 【非居住者等に支払われる機械等の使用料の支払調書：338】				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～55 (省 略)					11～55 (同 左)				
(22) 【非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書：339】					(22) 【非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書：339】				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～48 (省 略)					11～48 (同 左)				
(23) 【不動産の使用料等の支払調書：313】					(23) 【不動産の使用料等の支払調書：313】				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～42 (省 略)					11～42 (同 左)				
(24) 【不動産等の譲受けの対価の支払調書：376】					(24) 【不動産等の譲受けの対価の支払調書：376】				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～53 (省 略)					11～53 (同 左)				

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

改 正 前

(25) 【不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書：314】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～38 (省 略)				

(26) 【非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書：340】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～50 (省 略)				

(27) 【株式等の譲渡の対価等の支払調書：381】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～92 (省 略)				

(28) 【交付金銭等の支払調書：348】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～34 (省 略)				

(29) 【信託受益権の譲渡の対価の支払調書：352】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～45 (省 略)				

(30) 【先物取引に関する支払調書：347】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～53 (省 略)				

(31) 【先物取引に関する支払調書（暗号資産デリバティブ取引用）：388】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～26 (省 略)				

(25) 【不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書：314】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～38 (同 左)				

(26) 【非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書：340】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～50 (同 左)				

(27) 【株式等の譲渡の対価等の支払調書：381】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～92 (同 左)				

(28) 【交付金銭等の支払調書：348】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～34 (同 左)				

(29) 【信託受益権の譲渡の対価の支払調書：352】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～45 (同 左)				

(30) 【先物取引に関する支払調書：347】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～53 (同 左)				

(31) 【先物取引に関する支払調書（暗号資産デリバティブ取引用）：388】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～26 (同 左)				

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後					改 正 前				
(32) 【金地金等の譲渡の対価の支払調書：368】					(32) 【金地金等の譲渡の対価の支払調書：368】				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを <u>訂正</u> (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～45 (省 略)					11～45 (同 左)				
(33) 【給与所得の源泉徴収票：375】					(33) 【給与所得の源泉徴収票：375】				
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを <u>訂正</u> (取消を含みます。) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～78 (省 略)					11～78 (同 左)				
79	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)	半角	2文字	<p>住宅の購入又は増改築の区分により、次の番号を記録してください。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。</p> <p>なお、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合 (新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。) は、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録してください。</p> <p>おつて、<u>租税特別措置法第41条第18項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第19項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第1項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。</u></p> <p>複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録してください。</p>	79	住宅借入金等特別控除区分 (1回目)	半角	2文字	<p>住宅の購入又は増改築の区分により、次の番号を記録してください。</p> <p>租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第41条の3の2第1項又は第5項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。</p> <p>ただし、租税特別措置法第41条第5項又は同法第41条の3の2第18項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第41条第14項に規定する特別特定取得に該当する場合 (新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条第5項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第6条の2第2項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。) は、同法同条第13項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第16項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第6条の2に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第41条第1項又は第6項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第10項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録してください。</p> <p>複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について記録してください。</p>
80	住宅借入金等の額 (1回目)	半角	8文字以内	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。</p> <p>また、住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する (特定増改築等) 住宅借入金等の金額を記録してください。</p>	80	住宅借入金等の額 (1回目)	半角	8文字以内	<p>租税特別措置法第41条の3の2第1項、第5項又は第8項に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。</p> <p>また、住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、1回目の住借控除の適用について、租税特別措置法第41条第1項、<u>第6項</u>、第10項、第13項若しくは第16項又は同法第41条の3の2第1項、第5項若しくは第8項に規定する (特定増改築等) 住宅借入金等の金額を記録してください。</p>
81～83 (省 略)					81～83 (同 左)				

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後					改 正 前						
84	住宅借入金等特別控除区分 (2 回目)	半角	2 文字	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について、次の番号を記録してください。</p> <p>租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。</p> <p>なお、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。）は、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録してください。</p> <p>おつて、<u>租税特別措置法第 41 条第 18 項に規定する特例居住用家屋又は同法同条第 19 項に規定する特例認定住宅等に該当する場合は、同法同条第 1 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「41」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「42」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「44」を記録してください。</u></p>	84	住宅借入金等特別控除区分 (2 回目)	半角	2 文字	<p>住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について、次の番号を記録してください。</p> <p>租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「01」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「02」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項又は第 5 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「03」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「04」を記録してください。</p> <p><u>ただし、租税特別措置法第 41 条第 5 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 18 項に規定する特定取得に該当する場合は、同法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「11」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「12」、同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項又は第 8 項に規定する特定増改築に係る特別控除は「13」、同法第 41 条第 14 項に規定する特別特定取得に該当する場合（新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条第 5 項に規定する特例取得に該当する場合及び同法第 6 条の 2 第 2 項に規定する特別特例取得に該当する場合を含みます。）は、同法同条第 13 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「21」、同法同条第 16 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「22」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「24」を記録してください。</u></p> <p>また、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律第 6 条の 2 に規定する特例特別特例取得に該当する場合は、租税特別措置法第 41 条第 1 項又は第 6 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「31」、同法同条第 10 項に規定する住宅借入金等を有する場合の特別控除は「32」、東日本大震災の被災者の家屋の再取得の場合の特別控除は「34」を記録してください。</p>		
85	住宅借入金等の額 (2 回目)	半角	8 文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について租税特別措置法第 41 条第 1 項、第 10 項、第 13 項若しくは第 16 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項の規定により住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。	85	住宅借入金等の額 (2 回目)	半角	8 文字以内	住宅の購入・増改築等で、複数の住借控除の適用を受ける場合は、2 回目の住借控除の適用について租税特別措置法第 41 条第 1 項、 <u>第 6 項</u> 、第 10 項、第 13 項若しくは第 16 項又は同法第 41 条の 3 の 2 第 1 項、第 5 項若しくは第 8 項の規定により住借控除の適用を受ける場合、当該規定に規定する増改築等住宅借入金等の金額を記録してください。		
86～101 (省 略)					86～101 (同 左)						
102	控除対象扶養親族(1)	区分	半角	2 文字	<p>控除対象扶養親族(1)が非居住者で 30 歳未満又は 70 歳以上の場合には「01」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で 30 歳以上 70 歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を 38 万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録してください。</p>	102	控除対象扶養親族(1)	区分	半角	2 文字	控除対象扶養親族(1)が非居住者の <u>場合</u> には「01」、それ以外の場合には「00」を記録してください。
103～131 (省 略)					103～131 (同 左)						
(34) 【退職所得の源泉徴収票：316】					(34) 【退職所得の源泉徴収票：316】						
項番	項目名	入力文字基準	記録要領		項番	項目名	入力文字基準	記録要領			
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)						
10	訂正表示	半角	1 文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1 文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。		
11～38 (省 略)					11～38 (同 左)						
(35) 【公的年金等の源泉徴収票：377】					(35) 【公的年金等の源泉徴収票：377】						
項番	項目名	入力文字基準	記録要領		項番	項目名	入力文字基準	記録要領			
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)						
10	訂正表示	半角	1 文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1 文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。		
11～59 (省 略)					11～59 (同 左)						

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後					改 正 前						
60	控除対象扶養親族(1)	区分	半角	2文字	控除対象扶養親族(1)が非居住者で30歳未満又は70歳以上の場合には「01」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ留学により国内に住所及び居所を有しなくなった者の場合には「02」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ障害者の場合には「03」、非居住者で30歳以上70歳未満かつ扶養控除の適用を受けようとする居住者からその年において生活費又は教育に充てるための支払を38万円以上受けている者の場合には「04」、それ以外の場合には「00」を記録してください。	60	控除対象扶養親族(1)	区分	半角	2文字	控除対象扶養親族(1)が非居住者の場合には「01」、それ以外の場合には「00」を記録してください。
61～71 (省 略)					61～71 (同 左)						
(36) 【信託の計算書：357】					(36) 【信託の計算書：357】						
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領		
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)						
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。		
11～112 (省 略)					11～112 (同 左)						
(37) 【有限責任事業組合等に係る組員所得に関する計算書：354】					(37) 【有限責任事業組合等に係る組員所得に関する計算書：354】						
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領		
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)						
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。		
11～127 (省 略)					11～127 (同 左)						
(38) 【名義人受領の利子所得の調書：329】					(38) 【名義人受領の利子所得の調書：329】						
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領		
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)						
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。		
11～53 (省 略)					11～53 (同 左)						
(39) 【名義人受領の配当所得の調書：318】					(39) 【名義人受領の配当所得の調書：318】						
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領		
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)						
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。		
11～59 (省 略)					11～59 (同 左)						
(40) 【名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書：378】					(40) 【名義人受領の株式等の譲渡の対価の調書：378】						
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領		
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)						
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。		
11～85 (省 略)					11～85 (同 左)						
(41) 【譲渡性預金の譲渡等に関する調書：319】					(41) 【譲渡性預金の譲渡等に関する調書：319】						
項番	項目名	入力文字基準		記録要領	項番	項目名	入力文字基準		記録要領		
1～9 (省 略)					1～9 (同 左)						
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。	10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。		
11～40 (省 略)					11～40 (同 左)						

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

改 正 前

(42) 【新株予約権の行使に関する調書：349】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～30 (省 略)				

(43) 【株式無償割当てに関する調書：355】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～28 (省 略)				

(44) 【外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書：369】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～58 (省 略)				

(45) 【生命保険金・共済金受取人別支払調書：323】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～51 (省 略)				

(46) 【損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書：324】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～43 (省 略)				

(47) 【退職手当金等受給者別支払調書：325】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～36 (省 略)				

(48) 【保険契約者等の異動に関する調書：386】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～37 (省 略)				

(42) 【新株予約権の行使に関する調書：349】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～30 (同 左)				

(43) 【株式無償割当てに関する調書：355】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～28 (同 左)				

(44) 【外国親会社等が国内の役員等に供与等をした経済的利益に関する調書：369】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～58 (同 左)				

(45) 【生命保険金・共済金受取人別支払調書：323】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～51 (同 左)				

(46) 【損害（死亡）保険金・共済金受取人別支払調書：324】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～43 (同 左)				

(47) 【退職手当金等受給者別支払調書：325】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～36 (同 左)				

(48) 【保険契約者等の異動に関する調書：386】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正（取消を含みます。）するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～37 (同 左)				

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

改 正 前

(49) 【信託に関する受益者別（委託者別）調書：358】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～45 (省 略)				

(50) 【上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書：389】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～14 (省 略)				
15	基準日時点の保有株式又は出資の数又は金額	株(口)	半角	10文字以内
		円	半角	10文字以内
16	基準日時点の保有株式又は出資の数又は金額	株(口)	半角	10文字以内
		円	半角	10文字以内
17	基準日時点の保有割合	半角	5文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。 この場合、小数点は「.」(半角ピリオド)を使用してください。 (例)「100% → 100.0」「23.4% → 23.4」「5% → 5.0」
18～20 (省 略)				
21	基準日時点の発行済株式又は出資の総数又は総額	株(口)	半角	10文字以内
		円	半角	10文字以内
22	基準日時点の発行済株式又は出資の総数又は総額	株(口)	半角	10文字以内
		円	半角	10文字以内
23～28 (省 略)				

(51) 【上場証券投資信託等の償還金等の支払調書：364】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外</u> の場合には「0」を記録してください。
11～53 (省 略)				

(49) 【信託に関する受益者別（委託者別）調書：358】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～45 (同 左)				

(50) 【上場株式等の配当等の支払を受ける大口の個人株主に関する報告書：389】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～14 (同 左)				
15	基準日時点の保有株式又は出資の数又は金額	株(口)	半角	10文字以内
		円	半角	10文字以内
16	基準日時点の保有株式又は出資の数又は金額	株(口)	半角	10文字以内
		円	半角	10文字以内
17	基準日時点の保有割合	半角	5文字以内	書面の記載要領に準じて記録してください。
18～20 (同 左)				
21	基準日時点の発行済株式又は出資の総数又は総額	株(口)	半角	10文字以内
		円	半角	10文字以内
22	基準日時点の発行済株式又は出資の総数又は総額	株(口)	半角	10文字以内
		円	半角	10文字以内
23～28 (同 左)				

(51) 【上場証券投資信託等の償還金等の支払調書：364】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正(取消を含みます。)するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他</u> の場合には「0」を記録してください。
11～53 (同 左)				

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後

改 正 前

(52) 【特定新株予約権の付与に関する調書：342】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外の場合には「0」</u> を記録してください。
11～36 (省 略)				

(53) 【特定株式等の異動状況に関する調書：343】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外の場合には「0」</u> を記録してください。
11～110 (省 略)				

(54) 【特定口座年間取引報告書：385】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外の場合には「0」</u> を記録してください。
11～224 (省 略)				

(55) 【非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書：387】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外の場合には「0」</u> を記録してください。
11～383 (省 略)				

(56) 【国外送金等調書：350】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外の場合には「0」</u> を記録してください。
11～42 (省 略)				

(57) 【国外証券移管等調書：373】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (省 略)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、 <u>それ以外の場合には「0」</u> を記録してください。
11～67 (省 略)				

(58) 【国外電子決済手段移転等調書：391】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1	法定資料の種類	半角	3文字	「391」を記録してください。
2	整理番号1	半角	10文字	「整理番号 1 (10桁の数字)」を記録してください (記録を省略しても差し支えありません)。
3	本支店等区分番号	半角	5文字以内	本店及び支店等が個々に提出すべき支払調書を本店等で取りまとめて一括して提出する場合には、本店及び支店等の各提出義務者を区分する番号 (一連番号、支店番号等) を記録してください。

(52) 【特定新株予約権の付与に関する調書：342】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他の場合には「0」</u> を記録してください。
11～36 (同 左)				

(53) 【特定株式等の異動状況に関する調書：343】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他の場合には「0」</u> を記録してください。
11～110 (同 左)				

(54) 【特定口座年間取引報告書：385】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他の場合には「0」</u> を記録してください。
11～224 (同 左)				

(55) 【非課税口座年間取引報告書・未成年者口座年間取引報告書：387】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他の場合には「0」</u> を記録してください。
11～383 (同 左)				

(56) 【国外送金等調書：350】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他の場合には「0」</u> を記録してください。
11～42 (同 左)				

(57) 【国外証券移管等調書：373】

項番	項目名	入力文字基準		記録要領
1～9 (同 左)				
10	訂正表示	半角	1文字	提出済の誤りレコードを訂正 (取消を含みます) するためのレコードの場合には「1」、 <u>その他の場合には「0」</u> を記録してください。
11～67 (同 左)				

(新 設)

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後					改 正 前					
4	提出義務者の住所（居所）又は所在地		全角	60 文字以内	提出義務者の住所（居所）又は所在地を記録してください。					
5	提出義務者の氏名又は名称		全角	30 文字以内	提出義務者の氏名又は名称を記録してください。					
6	提出義務者の電話番号		半角	15 文字以内	提出義務者の電話番号を記録してください。（例）「03-3581-4161」、「03(3581)4161」					
7	整理番号2		半角	13 文字	「整理番号 2（13 桁の数字）」を記録してください（記録を省略しても差し支えありません。）					
8	提出者の住所（居所）又は所在地		全角	60 文字以内	記録を省略してください。					
9	提出者の氏名又は名称		全角	30 文字以内	記録を省略してください。					
10	訂正表示		半角	1 文字	提出済の誤りレコードを無効とするためのレコードの場合には「1」、それ以外の場合には「0」を記録してください。					
11	年分		半角	2 文字	国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れを行った年を和暦で記録してください。なお、元年～9 年については、前にゼロを付加して「01」～「09」のように記録してください。					
12	国外電子決済手段移転等区分		半角	1 文字	国外電子決済手段移転の場合には「1」を記録し、国外電子決済手段受入れの場合には「2」を記録してください。					
13	国外電子決済手段移転者又は受入者	住所（居所）又は所在地	全角	60 文字以内	国内において国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者の住所（居所）又は所在地を記録してください。					
14		国外住所表示	半角	1 文字	国内において国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者の住所（居所）又は所在地が国内である場合には「0」、国外である場合には「1」を記録してください。					
15		氏名又は名称	全角	30 文字以内	国内において国外電子決済手段移転又は国外電子決済手段受入れの依頼をする者の氏名又は名称を記録してください。					
16	国外電子決済手段移転等年月日	年	半角	2 文字	国外電子決済手段移転等を行った日を和暦で記録してください。					
17		月	半角	2 文字	この場合、「年」、「月」及び「日」は、それぞれ別項目で 2 桁を使用することに留意してください。					
18		日	半角	2 文字	(例)「令和 6 年 9 月 30 日」 ⇒ 「06,09,30」					
19	国外電子決済手段移転等をした電子決済手段(1)	種類	全角	10 文字以内	国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段の種類について「1号電子決済手段」、「2号電子決済手段」、「3号電子決済手段」、「4号電子決済手段」のように記録してください。					
20		名称	全角	20 文字以内	国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段の名称を記録してください。					
21		数量	半角	12 文字以内	国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段の数量を記録してください。					
22	国外電子決済手段移転等をした電子決済手段(1)	価額	半角	12 文字以内	国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段について、その価額に係る円換算額を記録してください。なお、小数点以下は切捨てとし、整数のみを記録してください。					
23		外貨名	コード	半角	3 文字	「000」を記録してください。				
24			名称	全角	10 文字以内	国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段について、その価額に係る外国通貨の種類を記録してください。				
25	国外電子決済手段移転等をした電子決済手段(2)	外貨額	半角	12 文字以内	国外電子決済手段移転等を行った電子決済手段について、その外国通貨で表示される価額を記録してください。なお、小数点以下は切捨てとし、整数のみを記録してください。					
26 ～ 32		国外電子決済手段移転等をした電子決済手段(2)		「国外電子決済手段移転等をした電子決済手段(1)」の各項目に準じて記録してください。ただし、記録すべき事項がない場合には、各項目の記録を省略してください。						
33 ～ 39		国外電子決済手段移転等をした電子決済手段(3)		(注) 国外電子決済手段移転等をした電子決済手段が 6 以上ある場合には、それ以降の国外電子決済手段移転等をした電子決済手段については、別レコードとしてください。						
40 ～ 46	国外電子決済手段移転等をした電子決済手段(4)									
47 ～ 53	国外電子決済手段移転等をした電子決済手段(5)									
54	国外電子決済手段移転等の相手方の氏名又は名称		全角	30 文字以内	国外電子決済手段移転等を行った場合の国外における受入者又は国外電子決済手段受入れを行った場合の国外における移転者の氏名又は名称を記録してください。					

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は、改正部分である。

改 正 後					改 正 前
55	国外の電子決済手段等取引業者	名称	全角	15文字以内	<u>国外電子決済手段移転等に係る国外電子決済手段勘定を設定された国外における電子決済手段等取引業者の名称を記録してください。</u>
56		営業所等	全角	15文字以内	<u>国外電子決済手段移転等に係る国外電子決済手段勘定を設定された国外における電子決済手段等取引業者の営業所等の名称を記録してください。</u>
57	国外電子決済手段移転等に係る相手国名	コード	半角	3文字	<u>「000」を記録してください。</u>
58		国名	全角	10文字以内	<u>国外電子決済手段移転等を行った相手国名（国外の電子決済手段等取引業者の営業所等がある国名）を記録してください。</u>
59	移転等の原因となる取引又は行為の内容	コード	半角	3文字	<u>「000」を記録してください。</u>
60		原因	全角	20文字以内	<u>国外電子決済手段移転等の原因となる取引又は行為の内容を記録してください。</u>
61	備考		全角	100文字以内	<u>納税管理人がいる場合には、「納税管理人」等の項目名を記録した後に納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）を、法人課税信託の受託者である場合（当該国外電子決済手段移転等が当該法人課税信託に係るものである場合に限る。）には当該法人課税信託の名称及び当該法人課税信託の信託された受託営業所の所在地を記録してください。 その他参考となる事項を記録してください。</u>
62	提出義務者の法人番号		半角	13文字	<u>提出義務者の法人番号（13桁の数字）を記録してください。</u>
63	国外電子決済手段移転者又は受入者の個人番号又は法人番号		半角	13文字	<u>国外電子決済手段移転者又は受入者の個人番号（12桁の数字）又は法人番号（13桁の数字）を記録してください。なお、個人番号の場合は、前にゼロを付加して「0123456789012」のように記録してください。 (例) 「123456789012」 ⇒ 「0123456789012」</u>